

大槌町産後ケア事業実施要綱

令和4年4月1日制定

令和5年9月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、出産後早期から心身のケア、育児指導、その他母子の健康の保持及び増進に必要な支援を行う産後ケア事業(以下「事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定めることにより、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、大槌町とする。ただし、この事業の全部又は一部を、適切な事業運営を行うことができると認める医療機関等(以下「受託者」という。)に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の利用対象者は、町内に住所を有する生後1年未満の乳児とその母親であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 産後における心身の不調又は育児への不安等がある者
- (2) その他町長が特に支援が必要と認めた者

(事業種別及び内容)

第4条 事業の種別は、デイサービス型事業とし、事業の内容は、前条に規定する対象者(以下「対象者」という。)が医療機関等に通所し、個別で次に掲げる保健指導等を受けるものとする。

- ア 母親の母体の管理及び生活面の指導
- イ 乳房管理に関する指導
- ウ 沐浴、授乳等の育児指導
- エ その他母子に必要な保健指導や育児サポート

(利用期間)

第5条 対象者が事業を利用することができる日数は、町長が別に定める。

(利用の申請及び承認)

第6条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、大槌町産後ケア事業利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときには、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、大槌町産後ケア事業利用承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用料)

第7条 前条第2項の規定により事業の利用を承認された者(以下「利用者」という。)が事業を利用したときは、当該利用に係る費用の一部を負担しなければならない。

- 2 利用者が負担する費用の額(以下「利用料」という。)は、町長が別に定める。
- 3 利用料は、利用者において利用した受託者に直接支払うものとする。

(報告及び調査)

第8条 町長は、受託者に対し、事業の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(安全管理)

第9条 受託者は、産後ケア事業の提供にあたり、事故の発生を予防する措置を講じ、安全管理に十分留意しなければならない。

2 受託者は、産後ケア事業の提供にあたり事故が発生したときは、直ちに大槌町産後ケア事業事故報告書(様式第3号)により町長へ報告しなければならない。

3 町長は、前項の報告を受け、その事故が次の各号に掲げる事案であるときは、直ちに産後ケア事業事案等発生報告様式(様式第4号)により岩手県へ第1報を報告するものとする。

- (1) 死亡事案
- (2) 治療に要する期間が30日以上と見込まれる負傷や疾病を伴う重篤な事案
- (3) 意識不明の事案

4 町長は、前項の第1報を報告したときは、その報告から1か月以内に第2報を報告するとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告を行うものとする。

(事故及び損害の責任)

第10条 受託者は、産後ケア事業の提供により生じた事故及びその損害については、その負担と責任において処理に当たるものとする。

(守秘義務)

第11条 受託者は、産後ケア事業の実施において知った利用者に係る個人情報及びその他の秘密を、事業の目的以外に利用し、或いは漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。